

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月24日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第2号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年鳥取市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年鳥取市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。